

社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団

平成29年度から本格施行となった改正社会福祉法への対応は、初めての定時評議員会開催、その後の必要な対応を滞りなく実施することができた。また、川崎市の「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」への対応、さらに厳しさを増す福祉人材の確保等、平成29年度事業計画に基づいて後の「重点課題への対応」で記述するように必要な対応を行ってきた。

他方、平成29年度は当事業団にとって大変不名誉な年度となってしまった。平成29年5月に発覚した柿生学園の不正経理処理と、平成30年1月になって発覚した南部地域療育センターにおける児童発達管理責任者の届け出を誤認識から適正に行わず、その誤認識から利用者に交付する書類に退職職員の名前や印鑑を使用してしまったという案件と、重大なコンプライアンス違反を2件も発生させてしまった。柿生学園の案件については市の実地指導も終え、法人としての再発防止策の徹底も図られているが、南部地域療育センターの案件については川崎市の監査をうけ、対象事業の指定の全部の効力を3月停止するという重大な結果の通知を受けたところであり、今後行政処分を受けることになる。

これらのことで、利用者やそのご家族等にご心配とご迷惑をかけることになっただけでなく、市民、関係機関、行政からの信頼を大きく損なうこととなってしまった。南部地域療育センターの案件については、法人と施設内で検証委員会を設置し、発生してしまった原因と経緯の検証と、再発防止について検討をしているところである。

このような状況から法人としてのガバナンスの再構築が緊急重要課題となり、平成29年度末からすでに一部取り組んでいるが、さらに必要な対応の検討と実施を行わなければならない。一日も早い信頼回復を図るためには全職員が一丸となってこれまで以上に良質なサービスを提供し、遅滞なく再発防止とガバナンス強化の取り組みを実施していく必要がある。これらを確実に実施し利用者、ご家族等、市民、関係機関、行政からの信頼を回復することに努めていく。

重点課題への対応

1 社会福祉法改正への対応について

平成29年6月に開催した初めての定時評議員会においては、平成28年度の事業報告及び決算報告、新役員の選任、会計監査人の選任、社会福祉充実残高の試算結果及び社会福祉充実計画の取扱い、役員及び評議員報酬規程の制定について決議をいただき終了することができた。

その後の定期的な理事会の開催、施設往査を含む会計監査の実施、現況報告書と財務諸表の開示等、無事に改正後初年度を経過することができた。任期途中で前理事長

が退任することとなったが、評議員会において後任理事を選任することができた。

「地域における公益的な取り組みに関しては」平成30年1月23日付で厚労省から「社会福祉法人による、『地域における公益的な取組』の推進について」が発出され運用の弾力化が図られたことから、平成29年度の事業報告において各施設の取り組みのうち、該当するものを明確化することにした。また、川崎市社会福祉協議会が主導する「地域生活支援SOSかわさき事業」へは、平成29年度は担当者として事務局より参加したが、各区での連携ネットワーク会議が開催されることになるため、今後は各施設も参加して、各区ごとの横のつながりも強化していくことになると思われる。

2 「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」について市との継続協議について

平成29年3月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」が示されて以降、市は平成29年度末に「第1次実施計画（案）」を策定するまでの間に運営法人と協議するとしていた。当事業団とも複数回にわたる協議や、9月に実施された「施設運営法人意向調査」等を通して、「基本方針」に対する意見を伝えてきたが、その意向は大きく反映されることなく、平成30年2月に「第1次実施計画（案）」に対するパブリックコメントの募集が開始され、3月末にはパブリックコメントの結果が公表されている。

「第1次実施計画（案）」では、れいんぼう川崎の有償譲渡、長沢壮寿の里の建て替え民設化、多摩川の里・ひらまの里・くさぶえの家・かじがや障害者デイサービスセンターの貸付による民設化が含まれている。第2次計画以降の民設化施設も含めて、いずれも民設化後の建て替え資金等も想定しておかねばならず、平成29年度中に1度シミュレーションを行い理事会でも検討し基本的な方向性の確認は行ったが、平成30年度も「第1次実施計画」が出てからの精査や、詳細なシミュレーションによる検討を継続していく。

3 利用者権利擁護の推進について

平成28年度に障害関連施設で実施した重点点検を、平成29年度は高齢者関連施設、児童関連施設でも実施し、各分野ごとの職員セルフチェックの実施や、その集計結果から、各施設での課題抽出と課題解決に向けた取り組みを実施した。

障害者施設でも平成28年度に継続して、利用者権利擁護の強化を意識した取り組みを行った。

これらの取り組みの結果、各施設では虐待防止について職員が共通認識を持つ契機となったこと、研修や普段の支援の中で、不適切と誤解されかねない支援について指摘しあえる職場環境づくりに取り組めたこと等、権利擁護の推進につながった。

4 人材の確保と育成について

福祉人材の確保は、すべての職種で平成28年度と比較してもさらに厳しい状況となった。福祉人材を育成する養成校においても定員割れや閉鎖等があり、また養成校で学んだ学生が他産業へ就職するなど今後もさらに厳しくなることが予測される。

当事業団としては、平成28年度に実施した求人サイトの活用、法人説明会を兼ねた施設見学会の実施、学校や社協等が主催する合同説明会、及び市が主催する保育士確保対策への積極的参加、採用試験の実施回数増等の取り組みに加え平成29年度は、採用活動専用のパンフレットの作成、受験資格をわかりやすく整理したり年齢条件の見直しを行い、求職者に対する多方面でのアピールと受験しやすい採用試験を実施した。この結果平成30年度に向けて30名（うち1名は高年齢雇用）の職員を採用することができた。

また、職員の確保と定着を目的とした給与表の改正について、平成28年度から継続して組合と協議してきたが、平成29年度内に妥結しなかった。平成30年度も継続して協議し早期の妥結を目指したい。

人材の育成については研修制度と目標管理制度を育成の二本柱として継続して取り組んだ。研修制度については、法人主催の職務基準に基づいた階層別研修を計21回述べ322人に対して実施し、また各施設においては施設での専門性を高めることや利用者権利擁護の意識を高めることを目的とした施設内研修や派遣研修、派遣研修参加者による伝達研修による施設内職員の知識の共有を随時実施した。2月には第9回法人研究発表会を開催し138名が参加し、発表施設の年間取り組み成果の発表を聞くことで、法人内他施設の事業について知ったり、他施設の取り組みについて気づき機会になる等、有効な学びの場になっている。

5 新規事業への取り組み

平成28年度まで指定管理施設であった小田中保育園・小田中乳児保育園が民設民営化により平成29年度からさくらの木保育園・さくらの木乳児保育園となった。園舎が老朽化しているため、平成28年度から建て替えのための仮園舎候補地を探していたが、立地や賃借料等条件にあう候補地が見つからず、園を運営しながら建て替え工事を行う現地建て替え方法も検討し、平成29年度当初に保護者にアンケートを行った結果、代替地を確保しての建て替え希望が多かった。他に代替地候補も出てこなかったため、市が当初提示してきた代替地で平成31年度からの着工を目指すこととした。

南部リハビリテーションセンターを含む「川崎市福祉センター跡地活用施設整備基本計画」への対応は市も具体的な動きはなかったが、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」への対応とも関係することであり、総合リハセンターの考え方やリハセンター整備に伴ういんぼう川崎在宅支援室の在り方等川崎市の考え方を引き続

き確認し、対応を検討していく。

6 災害対策の継続検討

平成29年度は最低必要な共通事項を含んだ各施設や事務局のBCPの策定とそれらを総体的にまとめた法人BCPの完成を目標としたが、準備の遅れから各施設への作成指示が年度末となってしまった。平成30年度早い時期に作成して一度形を整えていく。

BCPは一度作成して完成するものではないので、作成した内容で訓練等を実施して検証し、必要があれば修正を行う等、PDCAサイクルで見直していくことになる。

7 社会福社会計基準の会計処理等に関する運用上の取り扱い一部改正への対応について

平成29年度から適用された、「社会福社会計基準の会計処理等に関する運用上の取り扱い」の一部改正については、科目の修正等についてはシステムの対応と各施設への情報提供、契約の手引きを改正して随意契約の方法見直しについて事務担当者連絡会で周知した。

5月に発覚した不正経理処理については、緊急調査を行い、5月末に対象職員に懲戒処分を行い、6月施設長会にて「経理処理の適正な実施の徹底について」を通知し再発防止策の徹底を行った。その後会計監査人の施設往査や、市が平成30年1月末に実施した法人指導監査前に高齢・障害施設に対して実施した会計処理状況確認表に基づく調査においても、重大な指摘は受けることはなかった。